

平成 20 年度

健全化判断比率と資金不足比率の公表

地方公共団体の財政破たんを未然に防止するため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 20 年 4 月から施行されました。

地方公共団体は、毎年度、財政の健全化判断比率である 4 指標と公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査を受けた上で、議会に報告し、公表することとされています。

指宿市の平成 20 年度についての健全化判断比率と資金不足比率は次のとおりです。

1. 健全化判断比率

(単位：%)

指 標	平成 20 年度決算	平成 19 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	13.04	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	18.04	40.00
実 質 公 債 費 比 率	15.5	15.8	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	130.4	145.2	350.0	

※「—」は、赤字ではないため数値なし。

2. 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

会 計 区 分		資金不足比率	経営健全化基準
法適用企業	指宿市水道事業会計	—	20.00
法非適用企業	指宿市温泉配給事業特別会計	—	
	指宿市公共下水道事業特別会計	—	
	指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計	—	
	指宿市国民宿舎事業特別会計	—	

※「—」は、資金不足がないため数値なし。法適用、法非適用の区分は、地方公営企業法が適用されるかどうかの区分。

3. 結 果

平成 20 年度決算では、財政の健全化判断比率である 4 つの指標と公営企業ごとの資金不足比率については、いずれも基準をクリアしています。

しかしながら、集中改革プランにより人件費や公債費（借入金の償還金等）等の歳出削減に取り組んでいるものの、国からの地方交付税等の歳入が減額になるなど、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、自主財源の確保や経常的な経費の縮減に一層努めなければならないところです。

(参考) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

1. 健全化判断比率の公表等 (第1章: 第3条)

○地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、かつ、公表しなければならないとされています。

(1) 実質赤字比率

※一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(2) 連結実質赤字比率

※一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率

※公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率

(4) 将来負担比率

※地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2. 財政の早期健全化 (第2章: 第4条~第7条)

○健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て「財政健全化計画」を策定し、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならないこととされています。

3. 財政の再生 (第3章: 第8条~第21条)

○再生判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率)のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て「財政再生計画」を策定し、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならないとされています。財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ、災害復旧事業以外の地方債の起債ができず、また、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとされています。

4. 公営企業の経営の健全化 (第4章: 第22条~第24条)

○公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、かつ、公表しなければならないとされています。

また、これが経営健全化基準以上となった場合には、議会の議決を経て「経営健全化計画」を策定し、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならないとされています。

・実質赤字比率

※公営企業ごとの資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示した比率